

(一財)民間都市開発推進機構

http://www.minto.or.jp

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

開発が長期にわたる民間都市開発プロジェクトに対する、ミドルリスク資金の供給の円滑化のための支援(メザン支援)を実施することにより、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与し、投資の直接効果や波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発プロジェクトを着実に促進する。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

元年度財政投融資計画額	30年度末財政投融資残高見込み
250	649

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト (単位:億円)

区分	30年度	元年度	増減
1.国の支出(補助金等)	-	-	-
2.国の収入(国庫納付等) ※	△35	△29	+6
3.出資金等の機会費用	5	2	△3
1~3 合計=政策コスト(A)	△30	△27	+3
分析期間(年)	20年	15年	△5年

② 投入時点別政策コスト内訳 (単位:億円)

区分	30年度	元年度	増減
(A) 政策コスト【再掲】	△30	△27	+3
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△30	△27	+3
国の支出(補助金等)	-	-	-
国の収入(国庫納付等) ※	△35	△29	+6
剰余金等の機会費用	5	2	△3
出資金等の機会費用	-	-	-

③ 経年比較分析(対前年度実績増減額の算出) (単位:億円)

政策コスト	単純比較(調整前)	30年度	元年度	単純増減
		△30	△27	+3
経年比較(調整後)	①分析始期の調整(分析始期を元年度分析に合わせた結果)	△26	△27	△1
		②前提金利の調整(30年度の前提金利で再試算した結果)	実質増減(②-①)	

【実質増減額の要因分析】

○ 政策コストの増加要因

- ・29年度実績確定及び30年度見込改定によるコスト増 (+21億円)
- ・貸倒の増によるコスト増 (+1億円)

○ 政策コストの減少要因

- ・元年度新規融資分の利差によるコスト減 (△21億円)
- ・その他(分析期間短縮による事務費の減等) (△1億円)

④ 発生要因別政策コスト内訳 (単位:億円)

(A)元年度政策コスト【再掲】	△27
① 繰上償還	-
② 貸倒	18
③ その他(利ざや等)	△45

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	貸付及び調達金利を+1%させた場合	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※	3. 出資金等の機会費用
△27	△29	△2	-	△8	+6

(A) 政策コスト【再掲】	貸倒償却額を+10%させた場合	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※	3. 出資金等の機会費用
△27	△26	+1	-	+1	-

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 民間都市開発推進機構が行う事業のうち、メザニン支援事業を試算の対象としている。
- ② 分析期間は令和元年度計画額に基づく貸付金及び社債が償還されるまでの15年間としている。
- ③ 繰上償還見込みについては、実績がないことから見込んでいない。
- ④ 貸倒償却については、メザニン支援事業がミドルリスク資金の供給を目的としていることから、民間格付機関から取得したデフォルト率を参考に算出している。
- ⑤ 民間都市開発推進機構は、一般財団法人であり、メザニン支援事業については、法人税及び利子所得税の課税対象となることから、事業完了年度までの間の各年度における課税額を試算対象としている。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

[補助金が投入される理由]

メザニン支援事業を長期にわたって安定的に実施することが可能となるよう、資本増強のために平成23年度に、一般会計より補助金を受け入れたもの。

(根拠法令等)

・都市再生推進事業制度要綱第14条の5 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において、民間都市開発事業支援業務引当金に要する費用を補助することができる。

[国庫納付根拠法令等]

(根拠法令等)

・都市再生推進事業制度要綱第14条の6 民間都市開発事業支援事業の実施等

1～2 略

3 民間都市開発推進機構は、メザニン支援事業を廃止する場合において、民間都市開発事業支援業務引当金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6. 特記事項など

財団法人民間都市開発推進機構は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第45条の規定に基づく内閣総理大臣の認可を受け、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

支援実績等

①支援実績 7件 546億円

②令和元年度計画額:350億円

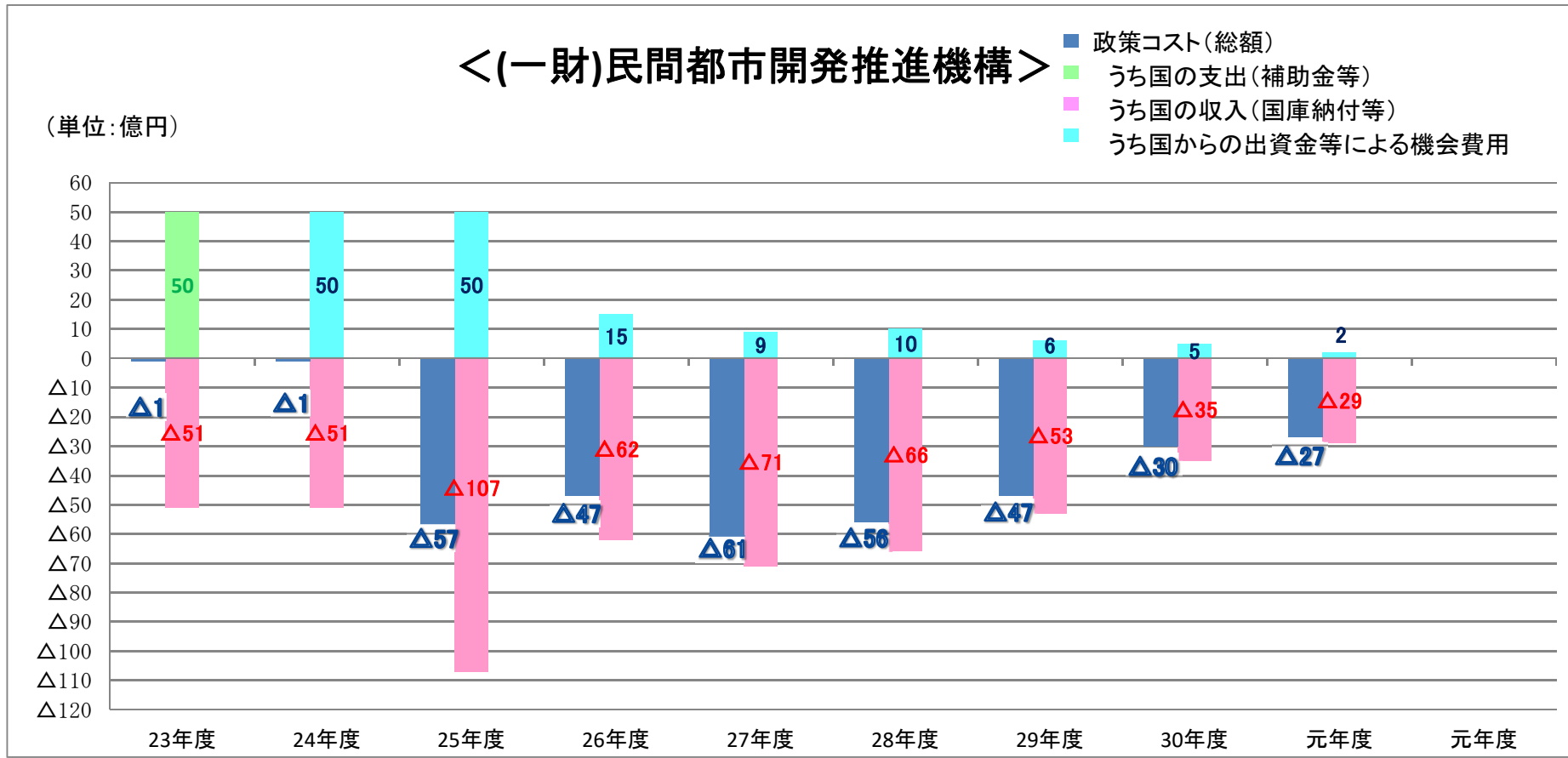
メザニン支援事業による需要創出効果(元年度)

約2,323億円

財政投融资対象事業の投資から発生する経済効果(元年度)

約5,844億円

(参考) 構成要素別政策コストの推移



(注1) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。
 (注2) 24年度までは、財団法人民間都市開発推進機構(都市再生推進会計)の政策コスト額である。

(ポイント)

- 民間都市開発推進機構は一般財団法人への移行(平成25年4月1日)に伴い、試算対象であるメザニン支援業務については法人税及び利子所得税の課税対象となったことから、25年度から国への資金移転が増加し、政策コストが大幅に減少。その後は、事業規模の縮小に伴いマイナスコストが減少傾向にある。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表 (メザニン支援事業)

(単位:百万円)

科目	29年度末実績	30年度末見込	元年度末計画	科目	29年度末実績	30年度末見込	元年度末計画
(資産の部)				(負債の部)			
流動資産				流動負債			
現金預金	140	121	121	未払金	14	-	-
固定資産				未払法人税	24	-	-
特定資産				賞与引当金	8	8	8
民間都市開発事業支援業務引当預金	5,026	5,026	5,030	固定負債			
退職給付引当預金	44	37	37	政府保証借入金	5,800	15,800	25,800
メザニン支援業務貸付金	42,600	80,700	115,700	政府保証債	36,800	64,900	89,900
貸倒引当金	0	△ 2,784	△ 4,639	退職給付引当金	44	37	37
メザニン支援業務投資有価証券	-	-	-	負債合計	42,691	80,746	115,746
メザニン支援業務運営準備預金	7,712	7,595	8,630				
その他固定資産	5	5	5	(正味財産の部)			
資産合計	55,526	90,700	124,884	指定正味財産	5,026	5,026	5,030
				一般正味財産	7,810	4,928	4,108
				正味財産合計	12,836	9,954	9,139
				負債・正味財産合計	55,526	90,700	124,884

(注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

収入支出予算書 (メザニン支援事業)

(単位:百万円)

科目	29年度末実績	30年度末見込	元年度末計画	科目	29年度末実績	30年度末見込	元年度末計画
(収入の部)				(支出の部)			
民間都市開発事業支援業務引当金運用収入	1	1	5	管理費	141	171	171
メザニン支援業務収入	344	305	2,759	メザニン支援事業支出	5,009	38,158	35,067
受取利息	344	305	2,759	メザニン支援事業費	5,000	38,100	35,000
貸付金等回収	-	-	-	メザニン支援調査費等	9	58	67
民間借入金収入	10,800	38,100	35,000	借入金等償還	5,800	-	-
政府保証債	5,000	28,100	25,000	利子及び債券発行諸費	119	198	972
政府保証借入金	5,800	10,000	10,000	債券支払利息	94	102	630
特定預金取崩収入	4	124	-	借入金支払利息等	7	5	260
雑収入	25	25	29	債券支払手数料	18	91	82
				特定預金支出	104	0	1,040
				民間都市開発事業支援業務引当金	0	0	4
				メザニン支援業務運営準備金積立金	98	-	1,035
				退職給付引当預金等	6	-	-
				租税公課	28	4	540
				事務機械化経費	4	4	4
当期収入合計	11,174	38,555	37,793	当期支出合計	11,206	38,536	37,793
前期繰越収支差額	134	102	121	当期収支差額	△ 32	19	-
収入合計	11,308	38,657	37,914	次期繰越収支差額	102	121	121

(注) 1. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2. 民間都市開発推進機構は一般財団法人であり、公益法人会計基準により経理処理することとしているため、損益計算書は作成していない。

(参考)民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書

民間企業仮定貸借対照表
(メザニン支援事業)

(単位：百万円)

科目	平成29年度末	区分	平成29年度末
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,070	流動負債	47
現金及び預金	9,070	未払費用	14
未収金	0	未払法人税等	24
固定資産	46,456	賞与引当金	8
無形固定資産	5		
ソフトウェア	5	固定負債	42,644
投資その他の資産	46,451	社債	36,800
長期貸付金	3,851	長期借入金	5,800
投資有価証券	42,600	退職給付引当金	40
		役員退職慰労引当金	3
		(負債の部合計)	42,691
		(純資産の部)	
		株主資本	12,682
		資本剰余金	11,500
		その他資本剰余金	11,500
		利益剰余金	1,182
		その他利益剰余金	1,182
		繰越利益剰余金	1,182
		評価・換算差額等	154
		その他有価証券評価差額金	154
		(純資産の部合計)	12,836
資産の部合計	55,526	負債及び純資産の部合計	55,526

民間企業仮定損益計算書

(メザニン支援事業) (単位：百万円)

科目	平成29年度末
売上高	
受取利息	316
受取手数料	54
売上原価	
支払利息	101
支払手数料	18
売上総利益	251
販売費及び一般管理費	163
営業利益	88
経常利益	88
(特別利益)	-
(特別損失)	-
税引前当期純利益	88
法人税、住民税及び事業税	24
当期純利益 (又は当期純損失)	64

(注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。